

第2「み ず」

第2-1 「さぼう」

(砂 防 課)

1 砂防の現況

○概要

土砂災害と砂防三法

土砂災害には、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」の3種類があり、それぞれの事象に合わせた法律を適用し、事業を行うことにより被害の予防や軽減に努めています。



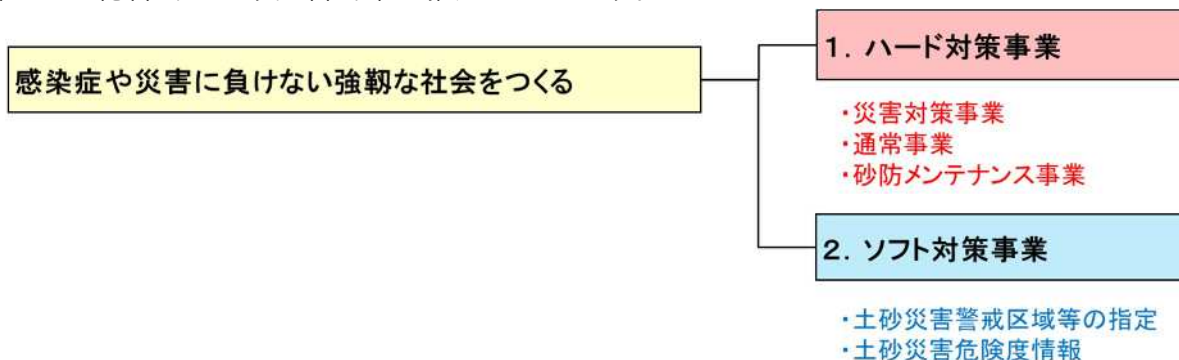
種類	土石流	地すべり	がけ崩れ
現象	山や谷の土砂や岩石などが、梅雨や台風期の長雨や集中豪雨によって水と一体になり、一気に下流へと押し流される	大雨により、水を通しにくい粘土層の上にたまった地下水が、粘土層より上の地面を持ち上げてゆっくり動く	雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる
特徴	時速20~40kmという速度で、一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう	亀裂・段差が生じるだけでなく、場合によっては、川を堰き止めてしまい、その後、堰き止め土砂の決壊により下流側に洪水が押し寄せてしまう	突然崩れ落ちるため、ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっている
関係する法律	砂防法	地すべり等防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

※法律による区域指定数(令和8年3月31日時点)

砂防指定地：1,577箇所 地すべり防止区域：70箇所 急傾斜地崩壊危険区域：575箇所

2 砂防関係事業の施策体系

福岡県では、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、ハード・ソフト両面による総合的な土砂災害対策を推進しています。



3 砂防の事業概要

(1) ハード対策

【災害対策事業】

発生した土砂災害に対し、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的として災害関連緊急（砂防・地すべり・急傾斜）事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（市町村事業）を行います。

また、土砂災害が発生した一連の地区において一定計画を策定し、砂防激甚災害対策特別緊急事業及び特定緊急砂防事業を行います。

ア 災害関連緊急砂防事業（令和2年7月豪雨、【大谷川】みやま市山川町北関）



イ 災害関連緊急地すべり対策事業（平成30年7月豪雨、【山口地区】飯塚市山口地内）



ウ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

（平成30年7月豪雨、【奥田地区】北九州市門司区奥田地内）



エ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（市町村事業）（令和5年7月豪雨）



【東-1地区】朝倉郡東峰村大字小石原鼓

オ 砂防激甚災害対策特別緊急事業(平成29年7月九州北部豪雨)

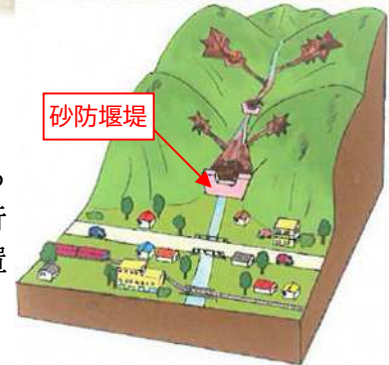


【妙見川】朝倉市杷木山田

【通常事業】

ア 砂防

水源山地の荒廃により、出水時多量の土砂を下流に流送している溪流、または、荒廃の兆候があり、今後の豪雨によって荒廃が進行し、土石流の発生するおそれのある溪流に対して、砂防堰堤の設置や溪流保全工の整備を行います。



砂防施設の整備状況



きた せきがわ
北の関川5（みやま市）

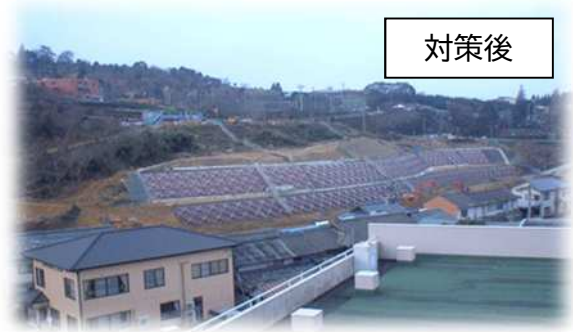
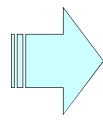
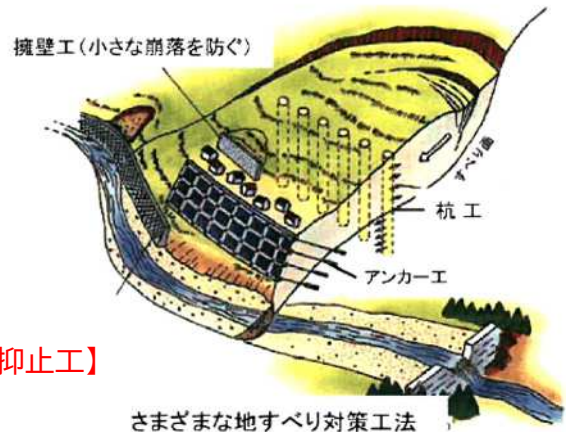
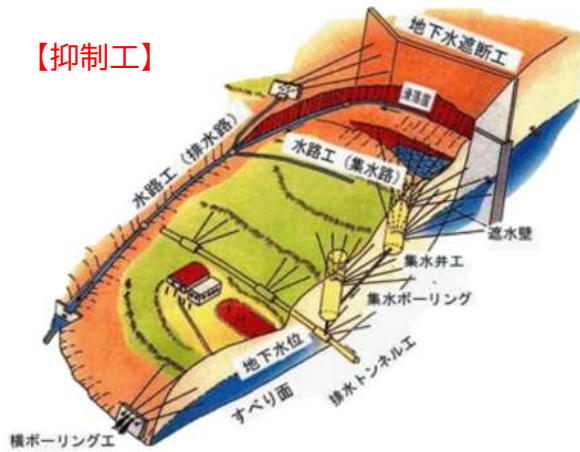
土砂や流木の捕捉状況（令和5年7月豪雨）



からすやまたにがわ
烏山谷川（朝倉市）

イ 地すべり対策

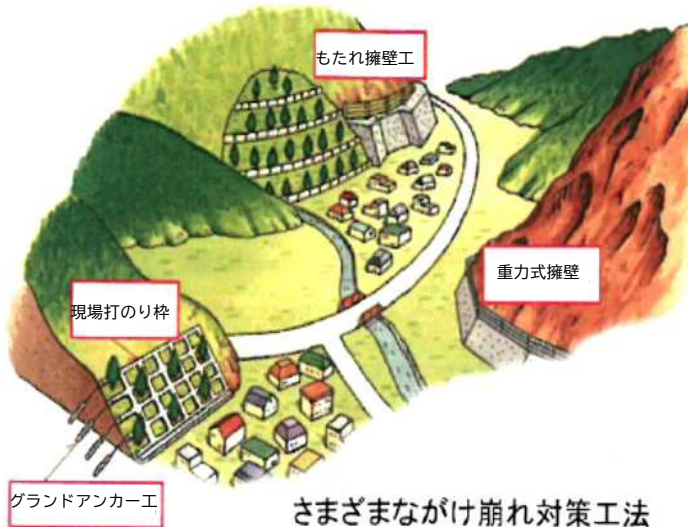
地すべりにより人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある地区、または、治水上の影響が大きい地区において、地すべりを抑制・抑止する施設の整備を行います。



八女市十籠(じゅうごもり)地区地すべり対策事業

ウ 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地における公共性、緊急性が高い箇所、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面崩壊を防ぐための急傾斜地崩壊対策工事を実施します。



黒川地区(北九州市門司区)における急傾斜地崩壊対策事業(現場打のり枠)

【砂防メンテナンス事業】

老朽化対策に関する個別補助事業（砂防メンテナンス事業費補助）

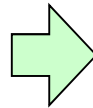
○インフラ長寿命化計画において、予防保全による LCC（ライフサイクルコスト）の縮減・平準化を図り、効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現するため、修繕・更新等が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等を推進

（事業内容）

砂防関係施設（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の老朽化対策、及び長寿命化計画の策定、変更を行います。



PDCA サイクルのイメージ



老朽化対策の例（洗堀箇所の修繕）

(2) ソフト対策

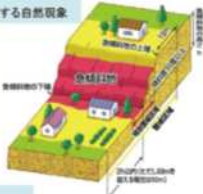
【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】

土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命又は身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を指定し、ソフト対策の推進を図るものです。

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



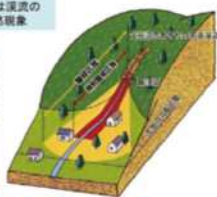
地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が一体となって流下する自然現象



福岡県内の土砂災害警戒区域等箇所数
(令和7年3月31日現在)

	箇所数	
土砂災害警戒区域	合計	18,285
	土石流	5,511
	急傾斜地	12,539
	地すべり	235
土砂災害特別警戒区域	合計	16,576
	土石流	4,916
	急傾斜地	11,660
	地すべり	0

・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域

・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域

土砂災害警戒区域等の新たな指定に向けた取り組み

全国的に土砂災害警戒区域が指定されていない箇所においても、土砂災害が発生している状況を踏まえ、福岡県では高精度地形図を航空測量によって作成し、新たに区域指定のための調査を行う箇所の抽出を行いました。

令和6年度から抽出箇所の現地調査に着手し、順次、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

<調査箇所数>

13,662箇所：人家等がある箇所：12,359箇所
人家等がない箇所：1,303箇所

<新たな調査箇所の公表>

県民の皆様には今後の避難の際の参考としていただけるよう、インターネット上で新たな調査箇所を公表しています。



新たな調査箇所の公表（砂防課 HP「土砂災害警戒区域等マップより」）

